

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(案)についての概要

1 改正の趣旨

秋田県では、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成１２年１２月１５日付け生衛発第１８１１号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添１）の一部改正等を受け、公衆浴場法施行細則における供給する湯及び水の水質の基準に関する規定等の改正を行います。

2 改正の概要

○ 水質の基準の改正(第１０条第１号ハ関係)

浴槽内の湯又は水（浴槽水）の水質の基準について、「大腸菌群」を「大腸菌」に改めます。

3 施行期日

この細則については、令和７年４月１日から施行することとします。